

# 定 款

株式会社 L i f e i s

令和5年3月15日 会 社 成 立

令和5年3月28日 改 定

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 L i f e i s と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 塗装工事業
2. 内装仕上工事業及びインテリアコーディネート業
3. 建設板金工事業
4. シーリング工事業
5. 防水工事業
6. 塗料、燃料、化成品、建設用資材の売買、代理、仲介、賃貸、保守、修理、据え付け工事請負及び管理業
7. 外壁工事業
8. 屋根板金工事
9. 建築用装飾資材の製造販売
10. 不動産の売買・賃貸・仲介及び管理業
11. 駐車場の経営並びに管理業
12. 喫茶店、飲食店の経営
13. 一般食料品、酒類・清涼飲料、一般日用品雑貨の販売並びに輸出入
14. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 新潟市 に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第8条 当社の株式を取得した者は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者若しくは相続人その他の一般承継人と共同して、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求できる。ただし、法令の定めるところにより、株式を取得した者が単独請求できる場合にはこの限りではない。

2 前項の請求は、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第10条 当社の株主又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

### 第3章 株主総会

(株主総会)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集手続)

- 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。
- 2 株主総会を招集するときは、会日の5日前までに、議決権を行使することができる株主に対し、その通知を発するものとする。

(議 長)

- 第13条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たり、代表取締役社長に事故があるときは、予め代表取締役社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

- 第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

- 第15条 株主は、1株につき1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

- 第16条 当会社の株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(員 数)

- 第17条 当会社の取締役は、3名以内とする。

(取締役の資格)

- 第18条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

- 第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第21条 当会社が取締役を2名以上置くときは、株主総会の決議により、代表取締役1名を定め社長とする。

- 2 取締役が1名の場合は、当該取締役を代表取締役とし社長とする。
- 3 社長は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第22条 当会社が取締役を2名以上置くときは、必要に応じて、株主総会の決議により、取締役の中から会長、専務取締役を選任することができる。

(報酬及び退職慰労金等)

第23条 取締役の報酬及び退職慰労金等は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第25条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して行う。

- 2 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金)

第26条 当会社の設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その価額は、金100万円とし、1株の払込金額は、金1万円とする。

(最初の事業年度)

第27条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和5年12月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第28条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 本間 直人

設立時代表取締役 新潟市中央区神道寺一丁目2番26号

日東神道寺マンション607号室 本間 直人

(発起人の氏名及び住所等)

第29条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当を受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金額は次のとおりである。

新潟市中央区神道寺一丁目2番26号 日東神道寺マンション607号室

発起人 本間 直人

割当を受ける株式数 100株 払い込む金額 金100万円

(準拠法)

第30条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

令和5年2月24日 作成

令和5年3月28日 改定

以上、当社の現行定款に相違ありません。

令和5年4月1日

新潟市中央区神道寺一丁目2番26号

日東神道寺マンション607号室

株式会社L i f e i s

代表取締役 本間 直人